

視点

後付けの社会正義では意味がない

No.142 2000年 9月

少年法改正をめぐる議論

先般の衆議院選挙で争点の一つに、少年法改正問題への対応があった。「人を殺す経験」をしたくて下校途中に中年女性を金槌で撲殺した少年、高速バスを乗っ取り人質を刺殺した犯人らが、何れも17歳であったことから「恐るべき17歳」という見出しが、連日新聞紙面を賑わせた。それらの事件に加えて、「凶悪事件を起こした犯人が、少年であることを理由に極刑に処せられないのは不合理ではないのか」という被害者遺族の悲痛な叫びが、視聴率偏重のワイドショーを中心にマスコミの取り上げるところとなり、少年法見直しを求める声が高くなっている。

そうした機運を踏まえて、自民党は、死刑相当の罪を犯した少年に対し、仮釈放までの期間を延長するとともに、刑事処分の適用年齢を16歳から14歳に引き下げ、殺人と強盗、婦女暴行に関しては成人犯罪同様に検察に送致すること等を内容とする少年法改正案をまとめた。この法案は、昨年3月に国会に提出されたものの一年以上たなざらしになった末、5月中旬にようやく審議入りしたが、解散に伴なって審議未了で廃案となった。

そもそも刑罰の強化と適用年齢の引き下げが、どの程度犯罪の抑止効果につながるのかということについては議論が分かれている。しかし、本当の問題はもっと根の深いところにある。私たちの社会のルール・秩序が、どこに正当性の源を有しており、どこまで個人に強制しうるのかということである。

換言すると、多数決原理と個人の権利の関わり方の問題でもある。

正義に反対する者は不正義か

被害者遺族たちが吐露する怒りと無念さは、人間的な感情として当然の反応である。しかし、私たちは社会のルールや秩序が感情論によって構築されるべきでないこともまた忘れてはならないであろう。たとえ多数決原理に則って支持され決定されたルールであっても、集団的熱狂下で策定されたものには、しばしば理性を見失った不合理が含まれている（たとえば、第二次大戦時の米国における日系人強制収容命令など）。

自分たちが一般的に信じている「社会正義」と異なる価値観を持っているからといって、それを不正義と決め付ける根拠を立証することは難しい。これまで、ギリシャ・ローマ時代や古代中国の頃から、いろんな説明や議論が哲学や倫理学として展開されてきた。18世紀、カントの道徳的共同体の提唱もその試みの一つであった。しかし、その適用対象範囲がどこで線引きされるべきかという根本的課題は時代によって変化し続けている。わずか200年前のトーマス・ジェファソンでさえ、「全ての人間が自明の理として奪うことのできない権利を有している」と主張しつつ、自ら黒人奴隷を所有することに矛盾を感じていなかった。

つまり共通の社会に属しているか否かによって、共通の正義を議論できる土壌の有無に関わってくる。逆にいうと、私たちの正義への反対を必ずしも不正義とは決め付けることができない。そこに別の正義が存在しているかもしれないからである。サルマン・ラシュディに死刑執行しようとしているイスラム原理主義者らさえも、自分たちの行為は神の正義に基づくものと確信している。問題は他者にもそれを強制する根拠となる「人類共通の法」を見出し得るかということである。

なぜ人を殺してはいけないのか

この「なぜ人を殺してはいけないのか」という質問は、オウム真理教事件や神戸小学生殺人事件のあと、ある公開シンポジウムの中で一人の若者によってさりげなく提示され、それに対し壇上の有識者が答えに窮したことで有名

になった。果たして、私たちは面と向かってこのような質問を突きつけられたとき、どのように応答できるだろうか。

最近、小浜逸郎氏がこの質問をそのままタイトルにした著書（洋泉社新書）で解答を模索している。そして、「君自身は殺されたくないだろう。また君の愛する人を殺されたら君は怒り悲しむだろう。だから、君も人を殺してはいけないのだ」とか、「私は人を殺すくらいなら殺される方がましだと思っている」、「人を殺すと、それまで築いてきた『自分』が壊れる」、「人が人を殺せるのは、相手を同じ人間主体と認識していないからだ。相手の人間主体を認めれば殺意はひるむはずだ」等の、幾通りかの答え方を分析して、そのどれも十分な説得力を持ち得ないと指摘している。

一方、多くの戦争や紛争においては、当事国の民族感情や宗教観などからすると、敵対相手を殺すことは正当な殺人とされてきた。つまり同じ人を殺す行為に関しても、「正当な殺人」と「汝殺すなかれ」の使い分けが行われてきた訳である。犯罪者に対する「死刑」制度もまた、公権力による一種の「殺人」であり、同様の議論を生む側面を有している。

小浜氏によれば、先進諸国の中で「死刑」が存続しているのは日本と米国だけである。世界中では、全面的に廃止した国68カ国、通常犯罪のみ廃止した国14カ国、10年以上執行実績がなく事実上廃止している国23カ国、存置している国90カ国となっており、アジア諸国に「死刑」を存置している国が多い。日本でも多くの意識調査は、「世論の大半は、死刑制度存続を支持している」という結果を示している（小浜氏自身も存続支持派）。

新時代のグローバルな人権保障に向けて

しばしば死刑存続論の論拠に用いられる、被害者の被った犠牲と量刑の均衡を考慮すべきだという主張がある。これは結局のところ、国家が被害者に代わって報復することを求めるものである。この発想の基本もまた、加害者が共通の正義の基盤に立っていることを前提としている。

しかし、そこに異質な価値観がはいりこんできたとき、いかなる対応が可能なのだろうか。私たちの指向するべきは、報復としての罰ではなく、共通の

秩序・ルールに復帰させ同じ過ちを繰り返さないようにするための教育としての刑であり、さらに重要なことはそういう不幸な犯罪者を生み出さないために未然の市民教育の充実、相互の信頼と尊重関係の再構築ではないだろうか。

そうした観点から、私たちは「死刑」も「拷問」もない社会を地球規模で形成していく努力の担い手になるべきではないだろうか。目前に迫った新たな世紀、新ミレニアムにおいて、基本的人権の尊重という潮流が国家主権の枠を超え、人類共通の理念となる日を追求していく必要をあらためて痛感させられる。

[HP D I O目次に戻る D I Oバックナンバー](#)